



流山市監査委員告示第7号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和7年6月19日

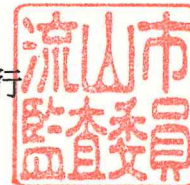
流山市監査委員

岩原 淳



流山市監査委員

藤井 俊行



第4号様式

流財活第25号

令和7年5月30日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手類やレターパック、収入印紙は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	再利用分の切手（返信用封筒返却分等）については別管理としていましたが、合算して切手受払簿に記入しました。また、複数人で確認できるよう切手受払簿の確認者押印欄を2箇所へ増やし、さらに適正な管理が行われる様になりました。
総務部財産活用課	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	押印漏れの箇所については早急に対応しました。運用についても前渡資金整理簿を伝票決裁時に必ず添付することを徹底する様に周知しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。